

# 平成26年第3回紀の川市議会定例会 第2日

平成26年9月2日（火曜日） 開 議 午前 9時30分  
延 会 午後 1時57分

## ◎議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

## ◎本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）のとおり

## ○出席議員（21名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 坂本康隆	12番 村垣正造	13番 竹村広明
14番 杉原勲	15番 西川泰弘	16番 堂脇光弘
17番 室谷伊則	18番 上野健	19番 石井仁
20番 川原一泰	21番 森田幾久	22番 高田英亮

## ○欠席議員（1名）

11番 亀岡雅文

## ○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	上山和彦
総務部長	竹中俊和	市民部長	中邨勝
地域振興部長	宇田美千子	保健福祉部長	服部恒幸
農林商工部長	岩坪純司	建設部長	福岡資郎
国体対策局長	畑野孝典	会計管理者	吉田靖
水道部長	田村佳央	農業委員会事務局長	米田昌生
教育長	松下裕	教育部長	山本弘茂
総務部財政課長	杉本太		

## ○議会事務局職員

事務局長 城山義弘 議事調査課長 中野朋哉

議事調査課課長補佐 田 中 啓 吾      議事調査課係長 藤 田 郁 也

---

（開議 午前 9時30分）

○議長（高田英亮君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第3回紀の川市議会定例会2日目の会議を開きます。

なお、11番 亀岡雅文君より、通院のため本日とあす3日の会議を欠席したい旨の届け出がありましたので、報告いたします。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1 一般質問

---

○議長（高田英亮君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、3番 船木孝明君の一般質問を許可します。

はじめに、障害児問題についての質問をどうぞ。

船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長の発言許可がいただきましたので、私、障害者問題について質問いたします。

「障害」という字は、普通、本当に何も日ごろ使っている文字ですが、これほど本人はもちろん、介護で支えている家族や関係者にとって、精神的にも体力的にも本当に大変な苦勞で、とても言葉や文字では言いあらわせません。障害とは、地球上人間社会において、いつ、どこで、誰でも発症する、まるで地震のごときです。

まず、人間誕生における神秘の世界も、染色体異常や幼児の悪性ウイルスによる脳障害、また健常児での交通事故での障害、つい先日も新聞報道で、この紀の川市において女性が電車にひかれ、片足を切断するという、耳をふさぎたくなるような悲惨な事故に遭い、これからは一生不自由な生活を送らなければなりません。また、今は健常でも、若年での脳梗塞、心筋梗塞で突然の障害者生活が、いつ私たち健常者にも起こるかわかりません。この避けて通れない障害者問題を行政はもちろん、私たちもあすは我が身、我が自身に置きかえて、十分理解し、助け合って支援していくことが大事と考えます。

そこで、まず第一に、乳幼児・児童の発達障害についての質問をいたします。

近年、出生率が減少し、少子化が大きな問題になっている中、何らかの発達に「つまずき」を持っている幼児や児童が右肩上がりにふえている現実と聞いております。そのため、乳幼児健診での早期発見・早期治療がより重要と考えております。出生1カ月健診は、病院の専門医師のもと母子健診が行われますが、それからは紀の川市の健康推進課が、3年6カ月まで医師と保健師のもとで健診医療が行われていると聞いております。その間に、

発達に何らかの「つまずき」があった場合へのフォロー、財政、その療育のケアの取り組みについて、質問します。

次に、近年核家族が増加し、特に重度障害者家族に対する支援がより重要な課題となっております。重度障害者の家族が病気やけがで入院することになったときや冠婚葬祭で身内に不幸があったり、緊急に外泊することになったときは、昨日のような大きな災害での避難勧告が出た場合に、重度障害の子どもを一時預かってくれる施設は紀の川市ではなかなか見つからないそうです。非常時のときの対応をどうして取り組んでいるのかが、次に質問します。

また、本年度、紀の川市では新たに就学支援体制構築事業を立ち上げられましたが、その進捗状況について、質問します。特に、新学期は養護学校への就学支援が今後どのように取り組んでいくのかも、あわせて質問します。

次に、障害者受給者証や療育手帳、精神障害者手帳の申請については、県との関係もあり非常に複雑と聞いておりますが、その制度の利用方法もあわせて質問いたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） おはようございます。

それでは、船木議員の一般質問のうち、保健福祉部所管に関する質問にお答えをさせていただきます。

まず、障害児の支援についてであります。障害のある子どもが身近な地域の中で、障害程度に応じ、適切な療育や支援が受けられる体制や施設の確保は大変重要なことであり、市といたしましても障害者基本計画、障害者福祉計画に基づき、支援体制の充実に努め、特に、「放課後等デイサービス」や「児童発達支援」など、障害児通所支援と障害者総合支援法による自立支援給付事業と地域生活支援事業を合わせた総合支援を行っているところでございます。

まずはじめに、乳幼児機能発達障害の早期対応についてではございますが、現在、母子保健法に基づく乳幼児健康診査と市独自に乳幼児健康相談を実施してございます。その中で、育ちに「つまずき」がある場合や子育てに不安のある保護者を対象として親子教室を実施し、子どもの発達を促したり、生活リズムを整えたりすることにつなげてございます。

また、子どもの発達状況に応じた支援方法を考えていく機会として、市の発達相談員による発達相談を実施しているところでございます。相談等で、早期療育が必要と判断される場合は、児童発達支援事業を活用し、また保育所に通園している児童につきましては、保育所と連携しながらそのケアに努めているところでございます。

さらに、より専門的な療育、保育が必要とされる子どもにつきましては、児童発達支援センターへの入園を勧めたり、子どもの発達状況によりまして、専門の医療機関への紹介も行っているところでございます。

このように、乳幼児期では、「障害」という表現ではなく、「発達のつまずき」として

捉え、保護者が我が子に必要な支援が何かであることを前向きに考えていただけるよう支援者、特に保健師等とともに考える環境を築けるように努めていますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、二つ目の重度障害児の一時預かりについてであります。現在、紀の川市には障害者入所支援施設1カ所、障害者用のグループホーム等は5カ所ございますが、障害児の受け入れとしては、打田地区の1カ所しかない状況でございます。ただ、近隣市町には、障害者・障害児の入所の受け入れ可能な施設がございまして、急な入所や一時的な預かりについては、これらの入所施設や関係機関と連携し、でき得る限り希望者の希望に添えるよう対応しているところでございます。

しかしながら、議員が御心配して下さるとおり、重度の障害者の急な受け入れには、施設の空き状況や受け入れ体制の状況により、希望に添えないこともあるのも事実でございます。市といたしましても、できる限り希望に添える体制を講じることが緊急の課題であることと認識してございます。

そこで、民間参入による受け入れ施設の件数も必要でございますが、これらのサービスを受けようとする場合は、必ず市または指定特定相談支援事業所への事前の相談が必要なことから、緊急な場合を想定した事前相談の啓発や緊急対応のために県下の受け入れ可能施設と受け入れの協定を交わすなどし、できるだけ利用者の希望に添えるよう取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

次に、障害者受給者証についての事務の流れでございますが、障害者総合支援法の施行に伴いまして、施設入所や一時預かりに限らず、障害者福祉サービスを利用されるときは、事前に市や指定特定相談支援事業所に相談し、その後、必要なサービス利用給付について、市に申請することになってございます。市では、利用者からの申請に対し、必要な調査を実施するとともに、サービスの必要性を審査し、その結果をもとに指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画を策定し、市に提出後、サービスの利用決定により受給者証を交付し、利用開始の流れとなります。

また、療育手帳、精神保健福祉手帳についてでございますが、療育手帳は、厚生労働省の療育手帳制度に基づき、知的障害児・者と判定された方に交付され、障害の程度により、A1、A2、B1、B2の四つの区分がございまして、また、精神保健福祉手帳につきましては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神疾患を有する方で日常生活または社会生活への制約があると判定された方に交付され、障害の程度により1級から3級の区分がございまして。

これらの手帳の申請の受け付けは、各市町村の窓口で行い、県に申請し、県の審査会等で障害の適否の審査を行い、手帳の交付については県から市町村、対応窓口を通じ、各受給者に交付される形になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（高田英亮君） 教育部長 山本弘茂君。

○教育部長（山本弘茂君）（登壇） それでは、ただいま議員から御質問のうち、教育部所管につきまして、私のほうから答弁させていただきます。

はじめに、教育委員会が現在行っております就学指導を御説明させていただきます。

これまでの就学指導は、紀の川市適正就学指導委員会において、就学前園児の障害の状態を審議し、その判定結果を保護者に伝え就学先を決定してまいりましたが、平成25年9月1日から学校教育法施行令の改正が施行され、就学指導にかかわる部分が大きく変わってまいりました。

この施行令の第22条の3に掲げられている知的障害、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、病弱など一定の程度に該当する児童・生徒は支援学校に就学することになってございましたが、この法改正より、就学指導委員会では障害の状態だけでなく各学校の受け入れ体制や保護者・専門家の意見を総合的に考慮し、支援学校、または地域の小・中学校かの判断をすることとなってございます。また、その結果を受け、本人、保護者と合意して、市教委が最終的な就学先を決定することによって変わってきてございます。

紀の川市では、文部科学省の「早期からの教育相談・支援体制構築事業」について、本年度より和歌山県教育委員会の委託を受け、就学体制の構築に取り組んでございます。紀の川市では、今までも健康推進課の保健師や保育所が乳幼児期から丁寧にかかわり、保護者との関係を築いてきてございます。この関係を引き続き学校教育の場につなげられるよう、早期支援コーディネーターを2名配置してございます。このコーディネーターは、保護者に就学に関する正確な情報を提供し、保護者の相談に応じて就学先の決定をよりよいものにしていこうとするものでございます。また、保育所等で子どもの様子を観察したり、学校見学で保護者への説明を行ったりいたしますので、お子様のことについて気になることがあれば、何でも御相談いただけます。さらに、適正就学指導委員会での検討にも加わり、検討結果を伝えながら、個々の子どもへの就学後の支援方法について保護者との合意を図ってまいります。この事業では、保育士・幼稚園教諭への研修を行うとともに、本年度は啓発パンフレットも作成し、皆様への周知を図りたいと考えてございます。

紀の川市での学童期の支援につきましては、現在、紀の川市内の小・中学校には、障害の状態に応じて、知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由、弱視の特別支援学級を設置しております。また、言語障害通級指導教室が1校、発達障害児通級指導教室が2校あります。このように、特別な支援を受けられる学びの場を必要に応じて設置しております。

また、市内には、20名の介助員を配置し、支援が必要な児童が在学する小学校に配置をしてございます。

これらの取り組みにより、紀の川市の子どもたちが適切な学びの場やよりよい支援が受けられるようにまいりたいと考えてございます。

以上で、教育部関係の答弁とさせていただきます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） 紀の川市におきましては、先進的にいろいろと取り組んでおられると簡明いたしました。しかし、今つまずきつのある園児に対する保育園の問題児における処遇改善の加算の取り組み、また学校の新学級の介助職員の取り組み、まだこの法律ができて、ことしからと聞いていますが、今後の見通しについてお伺いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山本弘茂君。

○教育部長（山本弘茂君）（自席） ただいまの議員の再質問でございますけども、早期支援事業の取り組みに関しましては、現在、就学に向けた保護者説明会を7月から立ち上げてございますので、現在5園で実施をしております。また、そこへ行けてない部分につきましては、プリント等も配布させていただきまして、相談に応じていますということで、各園のほうに周知もしておりますでございます。

また、早期コーディネーターが巡回して就学相談に行ったり、また紀の川市内の小・中学校にあります特別支援学級を見学したいということは随時受け付けておりますし、特別支援学校につきましても、7月に保護者の見学を実施いたしまして、また9月にはお子様同伴で体験も実施することとなっております。その他、先ほども申しましたような啓発リーフレットの作成や各保育所、保育園、幼稚園への支援等々教育委員会で取り組めるところについては行っていきたいと思っております。

介助員に関しましては、以前から必要に応じて配置をしておりますが、今後とも支援が必要な児童さんがおられる小学校に障害の程度を見据えて、限られた20名という人数ですんで、配置を引き続きしていきたいと考えてございますので、御理解いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

次に、障害者問題取り組みについての質問をどうぞ。

○3番（船木孝明君）（質問席） 次に、障害者問題、特に障害者の就労支援について御質問いたします。

日本国憲法では、教育・勤労・納税の三つの基本的義務が我々に位置づけられております。障害者にとっては、働きたくてもなかなか働く職場が見つからないし、そうしたことが現実です。そのため、障害者の家族も介護のためパート的な仕事しかできなく、また家族のほうもますます高齢化となり、より経済的・身体に困難な家庭も数多くふえてきます。これは、本当の障害家族の生の声です。紀の川市においても、国の障害者自立支援法、障害者雇用促進法、障害者優先調達支援法等の制度の現状と、今後のよりよい取り組みに取り組んでいくのか、質問させていただきます。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、障害者の自立支援について、答弁さ

させていただきます。

市では、障害者総合支援法に基づきまして、障害福祉サービスを総合的に実施しているところであり、特に自立に向けた就労支援に関する給付では、自立訓練給付、就労移行支援と就労継続支援があり、平成25年度の実人数が174名となっている状況でございます。

障害者の自立にあたっては、経済的基盤の整備、就労収入の確保が優先課題であり、第3期障害福祉計画においても、福祉施設から一般就労への移行を大きな目標として掲げてございます。

しかしながら、経済情勢は非常に厳しく、障害者雇用となるとさらに厳しい状況で、一般就労にすぐには結びつかないのが実情でもあり、今後の課題と認識しているところでございます。

そこで、市では、一般就労への移行が困難な状況を考慮し、障害者の就労訓練や就労機会の場を確保し、賃金の向上を図るため、平成23年度より市指定のごみ袋の約50%を市内の障害者福祉施設の事業所から優先的に購入し、また昨年4月に施行されました障害者優先調達推進法を考慮しまして、今年の5月より障害者の就労訓練の場の創設と経済的支援といたしまして、希望のありました市内2カ所の事業所に対して、市役所本庁内でのパン販売の許可をしているところでございます。さらに、今後はごみ袋の発注だけでなく、市が発注する軽作業等の業務についても、作業所等に委託することも検討していきたいと思っております。

ただ、発注側と受注側の双方が納得できる仕組みづくりの課題もございますので、那賀圏域障害児・者自立支援協議会を中心として、障害者福祉施設や事業者等と協議しながら支援してまいりたいと考えていますので、御理解お願いいたします。

続いて、障害者雇用促進法に基づく市の取り組みでございますが、市が民間会社に障害者雇用促進するために、直接指導できる責務や権限はございませんが、市といたしましては、社会一般に障害者の雇用促進に関する広報啓発を行うとともに、公共職業安定所や労働局等関係機関と連携しながら対応してまいりたいと考えていますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高田英亮君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、船木議員の御質問に、総務部から一事業所として、障害者の方の雇用の取り組みについて、お答えをさせていただきます。

障害者の方が、ごく普通に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会、「共生社会」の実現のために、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が施行され、その中では、地方公共団体においては率先垂範して障害者雇用を推進するという観点から、民間企業よりも高い雇用率2.3%が設定され、障害者の方の雇用に努めることになっております。

現在、紀の川市におきましては、8人の障害者の方を採用しておりますが、法定雇用率

を下回り、あと二人の採用に努めなければならない中、平成24年度から職員採用試験に身体障害者の採用枠を別途設け、3年連続の雇用に向けて取り組んでいるところであり、来年度、1・2級の障害者であれば1人、3級以下の障害者であれば2人の雇用で、法定雇用率がクリアできるという状況でございます。

法定雇用率をクリアすることだけでなく、障害者にとって心のケアなど、働きやすい職場づくりもあわせて進めてまいりますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） 障害者雇用促進法では、企業には1.8%、2%に法改正とかいろいろお聞きしているんですけども、紀の川市の企業においてそうした指導・PR、もし雇われなかったら、罰金とはないけども、そういう給付してもらうという制度もあるんですけども、そういった企業へのPRという取り組みをお聞きかせ願いたいと思います。

○議長（高田英亮君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） 船木議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほども答弁させていただきましたが、この基金につきましては、当然労働局の基準の権限があらうかと思えます。法に基づく制度的な罰則とか、それについては当然法律の整備の中で対応しなきゃいけないかと。ただ、市といたしましても、当然障害者の雇用の促進というのは責務かと思えますので、今後も引き続き、一般的なやり方で申しわけないんですけども、教育活動等を実施してまいりたいと、そのように考えますので、どうかよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

○3番（船木孝明君）（質問席） それでは、障害者の問題の最後の再々質問を市長に質問いたしたく思えます。

市長におかれましては、学生時代、非常にスポーツマンで、特に野球選手で頑張られたとお聞きしております。ここに、市長のような野球の好きな若いお父さんが、「つまずき」を持った我が子を思う文集の一部を時間をいただいて抜粋させていただきます。「待望の男のが生まれ、大きくなったら野球選手にしたいと、早くからグラブとボールをベビーベッドに置いて毎日毎日楽しい夢のような生活でした。しかし、発育が遅く、6カ月健診では決定的に医師と保健師のもとへ、この子は自分で歩行も困難なつまずきを持っていると告げられ、頭の中が真っ白になり、暗い谷間に突き落とされたような感じでした」。中ほどは省略させてもらって、最後の文に、「私は、この子が近所の子どものように、この子と公園で一回でもいい、笑顔でキャッチボール、ノック遊びをしたい。そして、できることなら私の命をこの子の命とかえてやりたい」ということで、最後の文が終わってお

ります。

こうした文において、また今までの質問、答弁において、市長におかれましては障害者やその家族が地域で安心して生活できるように、今後ともどのような支援の取り組みを、また政策を行っていくのか、質問させていただきます。

○議長（高田英亮君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 船木議員の障害児・者に対しての市としての取り組みについて、再々質問されました。答弁させていただきたいと思います。

事務的に、担当部長からる説明がございました。

障害の持たれている子どもさん、また一般の方でも大変だということは承知をいたしておりますし、私自身も母親が障害者になっておったということから、非常に学生時代から母を見て大変だなということは痛感をしている一人でもあります。

そんな中、特に今は、そういう障害児・者が多いのではないかなという感じをしつつ、社会の取り巻く状況を見たときに、十分その障害者に対して社会が対応できているのかということになりますと、まだまだ紀の川市においても、また日本の国においてもやっぴいかなきゃならないことがたくさんあると思います。

そんな中で、国においては、国連の権利条約の一つであります「障害の権利に関する条約」というものを定めて今後やっぴいこうという法律もできつつある中で、紀の川市においてもその国のまねをするわけではありませんが、紀の川市でできることと、また法的に決められたことについては、他市・他町に負けられないような取り組みをしていきたいと、議員各位の御理解と御協力をお願いして進めていけたらと、そう思っております。

○議長（高田英亮君） 以上で、船木孝明君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、2番 太田加寿也君の一般質問を許可します。

はじめに、緊急避難場所としての学校・コミュニティセンター等に必要な設備についての質問をどうぞ。

2番 太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

まずはじめに、避難場所に指定されている施設のライフラインについてです。

先日の台風11号以降、日本の各地で集中豪雨による浸水や土砂災害が相次いで発生しています。特に、広島での土砂災害では、亡くなられた方々が余りにも多く、心よりお悔やみ申し上げます。しかし、いまだ行方不明の方々もおられます。また、多くの方々が何日間も避難所生活を余儀なくされている状況であり、心が痛みます。

近年、異常気象による局地的集中豪雨が全国で発生しています。和歌山県でも、那智勝浦町や新宮地域で大きな被害を受けてきました。紀の川市においても、これまで以上の災害がいつ発生してもおかしくない状況になってきています。貴志川町丸栖地区や桃山町調

月地区での大雨による浸水も、今後は常態化していくのではないかと心配されます。

また、ため池の決壊や山間部、急傾斜の地区での土砂災害だけではなく、今後予想される大地震でも家屋の倒壊など、大きな被害が予想されます。ため池や農業用ダムの堤体の耐震性については、農水省が今、全国で調査を行っており、既に510カ所以上で水をせきとめる堤体が耐震不足であることがわかっています。本市では、大丈夫でしょうか。

さて、紀の川市では、市内50カ所を災害時の避難所に指定しています。そのほとんどは小・中学校、高校などになっていますが、その設備はどうなっているのでしょうか。つまり、大きな災害が発生したとき、避難場所である学校のライフラインは確保できるのかということです。特に、生活用水の確保、避難者用のトイレ施設、学校と市役所支所、病院などとの通信連絡網、そしてラジオ、テレビなどの情報源です。

水は、飲料水、洗い物やトイレなどに大量に必要であり、不可欠です。プールがあれば、浄水装置を設置して飲料水を確保できます。ただ、プールは小学校にあります。中学校では撤去されています。平野部では、手押しポンプで地下水をくみ上げることもできるのかなと考えます。

また、トイレは高齢者や障害を持った人、女性への十分な配慮が必要です。避難所でのストレスを軽減するための間仕切りや照明、そして避難者の悩みなどの相談に乗るカウンセラーの配置などもどうしても必要になってきます。また、車のまま避難した場合も考えると、高台の広場やグラウンド、公園なども避難場所に指定できると考えるのですが、どうでしょうか。

これら避難所の設備の現状と火災などについて、お答えいただきたいと思います。

次に、ライフラインの一つである電気の確保です。

電話や通信設備に必要です。避難が夜になった場合、体育館や周辺の照明は不可欠です。自家発電装置は消防倉庫にあるとのことですが、学校では安楽川小学校1校だけです。また、ガソリンなどの燃料確保も重要です。特に、山間部になると、ガソリンスタンドがなくなっているため、燃料の確保が難しくなるのではないのでしょうか。非常時の市役所避難所などとの緊急通信には、無線機、衛星携帯電話などが設備されているとのことですが、電源は大丈夫でしょうか。

太陽光発電の設備についてですが、ほとんどの学校に設置されており、昼間は最大10キロワットの発電が可能だと思いますが、体育館まで配電できるのでしょうか。できれば、体育館の屋根を活用してフィルム型の太陽光パネルを設置すれば、政府が進める蓄電装置とともに電気の確保ができるのではないかと考えます。

岡山県真庭市の視察では、バイオマス発電をはじめ、フィルム型太陽光パネルの実証実験が進められています。本市でも、ぜひ検討をしていただきたいと考えています。これら電気の確保、通信について、お答えいただきたいと思います。

もう一点ですが、警報発令時の避難場所になる学校の体制についてです。

現在、紀の川市では、警報が発令されると管理職や担当教員が学校に出勤し、校舎等の

安全確認をしながら、警報が解除されるまで待機することになっています。紀の川流域の市町村では、本市だけです。

はじめにも述べましたが、ことしは台風11号襲来以降、全国各地で豪雨による災害が発生しています。被害が大きかった四国各県や中国、近畿地方では、その地域に避難勧告や指示が出る前に、危険を感じた住民が自主的に学校などに避難を始めたそうです。その際、学校職員が早目に出勤して、学校をあけていたところでは体育館などにすぐ避難できたそうですが、ある地域では住民が学校に避難に来たんですが、まだあいていなくて入れなかったところもあったとのこと。異常気象により、いつどこで災害が発生するかもしれない現在では、早目に避難所を設置する準備が必要かもしれません。他府県でも緊急時の学校での安全対策や施設設備の管理について、詳細な運営マニュアルを作成して、学校全体で研修を行うとともに、警報発令時には管理職や担当教諭を待機させるところがふえています。

本市の取り組みは、和歌山県でも進んでいると言えます。ただし、職員の待機が長時間に及んでも、交代要員がなかったり出勤途上の事故など、職員が損害をこうむったときには、日当や保障などはどうしても必要と考えます。彼らも家族や地域を残して勤務しているのです。今回の警報による本市の学校待機では、幾つもの学校で地域の保護者などが来校し、教職員を慰労したり差し入れをして、応援や協力をしてくれたそうです。地域の人たちが学校を信頼してくれているあかしだと考えます。

視察で訪問した福岡県春日市では、教育長を中心に、市内全域に教育コミュニティが立ち上げられ、子どもたちの日ごろの学習活動から地域の人たちとの交流まで大きく輪を広げ、子どもたちを安全・安心に見守り・育てる活動が進められています。

紀の川市も、教育コミュニティの推進を掲げています。緊急時の市民の避難には、その地域に住む人たちの正確な情報が最も重要です。お年寄りや障害者など、一人では避難できない人も多くいます。

桃山町では、教育コミュニティと中学校、和歌山大学が連携し、安楽川防災ステーションを立ち上げ、学校や地域の防災教育を進めてきています。避難経路の作成や生徒と地域の人が、一緒に避難経路を学校まで歩きながら危険箇所や交通状況を確認してきました。この取り組みは、国からも認められ、総務大臣賞を受賞しています。このような学校と地域が一体となった取り組みが、防災にも大きな役割を果たすと考えます。

おこなっている本市の他の地域でも、教育長や教育委員会が指導の中心となって早急に立ち上げていただきたいと考えています。これらについて、お答えをいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（高田英亮君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、太田議員の御質問の避難場所に指定されている施設の整備状況、とりわけライフラインの整備についてお答えをさせていただきます。

平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災、また昨今の異常気象による局地的豪雨等の教訓から、本市におきましても、和歌山県との連携のもと、地域防災計画の見直しを行うとともに、指定避難所につきましては、まず耐震性を有する施設であること。次に、土砂災害など危険性が極めて低い箇所であり、多くの市民の方が避難できる施設であること。さらに、給排水施設が整備されている公共施設であることを条件に見直しを行いまして、現在50カ所の施設を指定してございます。

議員おっしゃる高台の避難所につきましては、この50カ所に加えまして、現在JAの物流センター3カ所を緊急の避難場所として協定を結んでいるところでございます。

まず、備蓄等に関する本市の基本的な考え方でございますが、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活用品と避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努めることとし、市民の方がみずから避難所に持参する物資や民間協定事業者等からの調達も含めまして、発災から三日間必要な物資を賄うことができるような目標を持ちまして、備蓄物資の充実に努めているところであります。

お尋ねの食料・飲料水につきましては、具体的に申し上げますと、アルファ米、パンなどの保存食を約2万食、500ccの保存水については約2万1,000本を本庁や各地区の防災倉庫等に保存し、必要に応じまして避難所へ配送することになっており、資機材としては、組み立てトイレ44基、簡易トイレ115個、投光器63基、発電機30台、毛布5,680枚等々も同様に備蓄し、また各地区の消防器具庫には、リヤカー、担架、水中ポンプ、投光器、発電機、救助工具セット、ジャッキなどを配備してございます。

過去の教訓からも、ライフラインがストップした場合、議員御指摘のとおり、給排水やトイレなどの「生活用水」の確保が大きな問題であります。新たに建設の市民体育館には、飲料・手洗い用水3日分の貯水槽、自家発電設備、マンホールトイレの設置、河南学校給食センターには、貯水槽のほか自家発電設備を整備してございますが、旧来の施設では、「生活用水」の確保ができない施設もあります。ライフラインが復旧するまでの間、衛生的な水を確保できるタンクの整備、あるいは井戸水の活用、学校のプールの水の利用などについては、「生活用水」確保の面から、今後の検討課題として取り組んでまいります。

次に、非常時の電気の確保及び電話や通信システムについてでございますが、復旧までの間は、備蓄倉庫や各消防団詰所の発電機や投光器を活用してまいりたいと考えております。新設された小・中学校には、ソーラーパネルや自家発電装置が設置されておりますので、非常時の電源として利用可能ではないかと考えております。

また、灯油などの燃料の供給につきましては、生活用品などの災害物資を含めまして、JAなど14の企業や団体等と協定や覚書を締結しておりますので、万一、冬季に避難所が開設された場合には、暖房用燃料として活用できるものと考えております。

次に、非常時の通信手段でございますが、特設公衆電話を避難所12施設、29回線を設置してございます。これは、大規模災害の被災者や帰宅困難者が無料で使用することができ、地方公共団体が要請してNTT西日本が、施設収容人数100人当たり1台設置す

る公衆電話サービスであり、災害救助法の発動、またはそれに準ずる事態の発生で使用開始するものでございます。

土砂崩れ等の孤立集落対策といたしましても、通信手段の確保と被害者の支援、救援が最も緊急かつ重要であると考えておりまして、通信手段が途絶した場合の対策としまして、衛星携帯電話を7地区の区長、各支所及び本庁に配備し、定期的な通信訓練を行ってございます。また、日本アマチュア無線連盟和歌山県支部とも協定を結び、災害時の通信手段の確保に努めているところでございます。

また、本庁舎には、災害時に優先して使用できる災害時優先電話を15回線、各支所に1回線設置しております。万が一、使用不能となった場合を想定し、和歌山県や県、振興局、消防組合との通信を確保するため、防災相互通信用無線機を設置をしております。また、簡易無線機を20台保有しており、災害時の現場との通信などに活用しております。本年度、さらに台数をふやしていく予定でございます。

また、御質問の中に、フィルム型の太陽光パネルの設置ということでございますが、太陽光パネルの設置につきましては、大きな投資が伴うとともに、その後の点検、交換などのランニングコストも必要かと考えますので、教育部とも十分協議させていただいて検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 教育部長 山本弘茂君。

○教育部長（山本弘茂君）（登壇） それでは、教育部より、警報発令時の学校管理職の学校待機について、お答えをさせていただきます。

まずはじめに、紀の川市教育委員会では、学校防災に関して、「防災教育・防災管理・防災に関する組織活動」の各分野を適切に推進し、児童・生徒の安全確保と防災対応能力の向上を目指しております。そのため、平成23年に学校防災に関しての児童・生徒の安全確保、防災対策能力の向上を図るための指針として、「学校防災マニュアル」を策定いたしました。このマニュアルにつきましては、学校に説明・周知を行い、各学校においては、地域の実情に応じた「学校防災計画」を策定し、防災教育並びに防災訓練を実施しているところでございます。

当該の防災マニュアルにつきましては、平成25年度に一部修正を行い、地震による緊急地震速報が発表されることになったことから、警戒態勢も見直しを行っているところでございます。

勤務時間外の対応といたしましては、警戒態勢は1号及び2号に分かれており、1号時は、各小・中学校の校長、2号時には、教頭も学校で待機することとなっております。

現在、警戒態勢1号では、地震等については、紀の川市に震度4以上を記録したとき、また紀の川市に緊急地震速報が発表されたとき、また東海地震注意情報が発表されたときなどとなっております。

風水害につきましては、大雨・洪水・暴風、いずれかの警報が発表されたときとなって

おり、それぞれの警報の発表は紀の川市のメール配信サービスにて携帯電話で情報を受け  
ることとしてございます。

昨今の気象状況から考えた場合、警報はごく早い時期から発表されることが多く、それ  
に従ってすぐに避難行動をする住民は決して多くないとは思いますが、災害事象が起こっ  
た場合に避難所として定められている小・中学校では、事前準備、適切な状況把握が不可  
欠と考え、教職員による警戒態勢・配備を行っているところでございます。

また、実際に災害が発生し、警戒態勢から配備体制となった場合にも、1号、2号の体  
制を定めてございます。1号では、各小・中学校の管理職及び主任等あらかじめ定められ  
た学校職員が学校に参集し、対応に当たります。2号では、全職員が学校にて対応を行  
います。警戒態勢・配備体制、いずれの場合におきましても、教職員自身の安全確保が第一  
であり、二次的な災害に遭わないよう日ごろより指導を行っているところでございます。

このことによりまして、地震並びに気象状況による風水害に緊急に対応でき、学校の被害  
状況の把握、通学路の安全確認、初期の市民の避難対応等、非常に重要な役割を果たして  
いると確信しているところでございます。さらには、「警報時に学校に明かりがついてい  
るので、心強い」との声を市民からもいただき、学校と地域がより一層つながりを深め、  
きずなが強まっていると考えてございます。

次に、学校待機に関しての保障でございますが、勤務時間外において警戒態勢で学校待  
機を行った場合、この時間内に起こった災害は公務災害として認められますが、教職員の  
私物等の損害については、保障対象外とのことでございます。また、勤務時外の勤務に対  
する対応につきましては、紀の川市では原則代休措置で対応しているところでございます。

また、交代要員につきましては、各学校で必要に応じて交代体制を、人員を確保して交  
代していただいたら結構かと考えてございます。今後、このことにつきましても、学校と  
十分協議してまいりたいと考えてございます。

それから最後に、地域コミュニティとの連携の御質問がございましたが、災害時や学校  
組織だけの対応にも限りがあり、地域コミュニティを活用してはということでございます。

議員の御質問にありましたように、桃山地区では既に地域コミュニティが立ち上がって  
ございますが、今後、紀の川市のほかの地域においても順次設置に向けて今現在取り組ん  
でいるところでございます。ただ、地域の方、保護者の方が学校運営に協力していただ  
けるのは非常にありがたいことなんです、ボランティアで来ていただいて、皆さんに万が  
一のことがあったり、その保障についても今後の検討課題かと考えてございますので、慎  
重に研究してまいりたいと考えておりますので、その点も御理解いただけたらと思います。

以上で、教育部の答弁を終わらせていただきます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 再質問させていただきます。

先ほど御答弁いただいた中に、出勤途上の事故など、職員が損害をこうむったときとい

う部分を先ほど述べさせていただいたんですが、例えば交通手段等と言えば、歩いてとかそういうことはあり得ない事態だと思うんです。だから、そういう部分においても、何らかの保障等が必要になってくるのではないかと。何て言ったらいいんでしょう、行き方が悪かったんやとか、そういう問題ではなくて、やっぱり勤務途上、緊急であっても勤務途上であるということを配慮していただいた措置が必要になってくるのではないかと、そういうふうに考えています。

地域コミュニティについても、桃山地区で立ち上げられてからもうかなりの年数がたっているわけで、これが紀の川市全体にどうして広がっていかないのかなと、そういうことも含めて、教育長のお考えもお聞きさせていただいたらありがたいかなと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山本弘茂君。

○教育部長（山本弘茂君）（自席） ただいま、太田議員の再質問について、お答えをさせていただきます。

教職員の緊急時の出勤につきましては、通勤途中につきましては公務災害の対象にはなるとおもいます。ただ、その議員御質問の何でもかんでもなるのかということにつきましては、公務災害の認定という部分がございますので、そちらについては公務災害のほうで御判断いただきたいとおもいますけども、通勤ももちろん勤務に入りますんで、それは保障の対象になるかと考えます。

ただ、認定されるかどうかというのは、その公務災害の判断だとおもいますので、その辺は市が決めるということにはならないとおもいますので、よろしく願いします。

私からの答弁は、以上でございます。

○議長（高田英亮君） 教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） 太田議員の御質問の中で、地域・教育コミュニティが安楽川地区ですてからしばらくたっているのに、ほかの地区へはまだ波及していかないのかという御質問だとおもいます。

それについては、本年度9月より、那賀地区で広めていくんですが、この間、どういう経緯を踏まえて、事ここに至ったかといいますと、地域の方のお力をおかりする大きな学校の行事も含めて、子どもの安全・安心も含めて、地域の方のお力が大きなウエートを占めますので、そこら地域の方の御理解と、それから学校がいかに地域の方に敷居を低くしていくか、そういうことも踏まえて順次研究し、地域へ発信しているところであります。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

〔太田議員「ありません」という〕

○議長（高田英亮君） 次に、紀の川市の地震ハザードマップはの質問をどうぞ。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 次の質問に移らせていただきます。

紀の川市の災害ハザードマップについて、お尋ねします。

紀の川市では、水害やため池の決壊によるハザードマップは非常に詳しく発表されていますが、地震に関するハザードマップは、県のホームページにしかありません。県は、地震のハザードマップを最新版を作成しているとのことですが、それをもとに紀の川市独自の地震ハザードマップを作成し、市民全体に配布していただきたいと考えています。水害に対する備えはある程度可能であり、本市も家屋の浸水などに対応するため準備を進めています。

しかし、地震は予知が難しいため、市民の備えは余り進んでいません。市は、市民の安全確保のために、市民一人一人が、今住んでいる場所や、あるいは勤務先、通勤経路などが地震に対して安全なのかどうかを正確に知らせておくことが必要です。また、大きな災害が発生したとき、市民一人一人がそこで自分の命を守るためどういう行動をとればいいのか。安全な避難場所とその経路はどこか。また、帰宅するための経路と手段など詳しい情報が必要です。紀の川市の災害に対する啓発活動は進んでいるのでしょうか。

市は、電子情報での啓発に力を入れていますが、ホームページや携帯・スマホなどを使えない市民も数多くいるのです。旧町時代の古い情報のままの市民もいます。ハザードマップは、自分や家族の命を守るために不可欠なものです。だから、常に手の届くところにあって、いつでもすぐ見られるところに置くという意識を市民一人一人に持ってほしいのです。そのためには、作成・配布にあたっては、市民、家族、友達などでみんなでマップを見て一緒に考える機会をつくってもらえるように、例えば大きな標語などもつけて制作していただきたいと考えています。市民の安全・安心の確保のために、ハザードマップの作成・配布・啓発について、今後の取り組みをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、紀の川市の地震ハザードマップの作成へのお尋ねについて、お答えをさせていただきます。

議員おっしゃいますように、自分の居住しているところがどのような場所なのか、ハザードマップを利用することにより災害発生時には迅速・的確に避難を行うことができ、また二次災害発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害の提言に当たり、非常に有効と考えております。

現在、紀の川市では、和歌山県が策定した地震ハザードマップをホームページ上で公表してございます。和歌山県では、平成18年5月に東海・東南海・南海地震、中央構造線の地震及び田辺市付近の地震について、被害想定の見直しを行いました。その後、東日本大震災の発生を教訓に、平成23年8月、内閣府に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が、平成24年4月に、中央防災会議防災対策推進検討会議のもとに、「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置され、震度分布・津波高・建物被害や人的

被害、施設等の被害、経済的な被害想定がまとめられました。

この被害想定を受け、和歌山県でもさらに見直しが行われております。本年度中にも新たな被害想定が発表されるものと思われますので、その後、市のホームページなどを通じ、市民の皆様に周知をしていくとともに、今後、紀の川市のハザードマップの見直しの機会には、洪水ハザードマップに加え、地震ハザードマップの掲載についても検討してまいりたいと考えております。

現在、ハザードマップにつきましては、平成23年度に改訂版を配布し、各御家庭に配布しております。平成25年度に気象庁が特別警報の運用を開始いたしましたので、それもあわせて現在、改訂版を検討中でございますので、でき次第、皆様方にお配りをしたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） ハザードマップの作成については、よろしくお願ひしたいと思います。特に、最後に言わせていただいたように、配布はしたけど、どっかに行ってしまったというふうなところも多く聞いています。なかなか配布されたときには、ああ、こんなもん来たなあというふうに見るんですが、時間とともにどっかに行ってしまうという、そういうパターンが多いように思われます。

もう一点、先ほど言わせていただいたように、避難情報等、あるいは緊急時の情報伝達について、電子情報ということに非常に紀の川市は力を入れていると思うんですが、高齢者をはじめ、そういう最新の情報システムを使えない人たちにどうやって伝えるんかというその部分をどう考えておられるのか、その点についてもう一度お答えをいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 太田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、ハザードマップにつきましては、現在も充実したものにはなっておると思ひますが、多くの方に活用していただけるようにもう一度工夫をしていきたいと、このように考えております。

それから、携帯電話等、お使いにならない高齢者の方への情報伝達につきましてでございますが、これについては現在市の防災行政無線の活用をしていただくと同時に、市民の方で自主防災組織というのをつくっていただいております。その中で、地域の代表者の方、それから消防団の方に、今は具体的には見回りの中で伝達はしていただくと、障害者や体の不自由な方、高齢者の方に地域の方で見守りながら情報伝達していただくと、このようなことを考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

〔太田議員「ありません」という〕

○議長（高田英亮君） 以上で、太田加寿也君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時40分）

（再開 午前10時50分）

○議長（高田英亮君） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（高田英亮君） 次に、20番 川原一泰君の一般質問を許可します。

川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（質問席） 議長のお許しをいただきましたので、質問を行いたいと存じます。

先日、議員のレターボックスの中に、このようなパンフレットが2枚入れてくれてまして、これについては教育委員会で作られたものだと、こういうことでございまして、この中身、双方ともに中身については、紀の川市の学校教育についてということで、大体中身はそういうことで統一されてございます。2枚ながら。そういう中で、きょうはこの中身について尋ねてまいりたいと。私の質問に対して御答弁いただくのが、教育長オンリーでございまして、心して答弁をいただきたいと、このように思います。

毎回、私のほうからもお願いをするわけでございますが、この公的な場所、いわゆる委員会であったり、本会議であれば議事録というものがついて回ります。そういう中で、答弁される方がちょっと腰を引いたような答弁をされる方が非常に多い。そやから、できるだけ夢のある前向きな答弁をいただきたいと、このように思っています。これは、私ら尋ねるほうも言うたことについては責任持たないかんで、これはもう同じことではございますが、はい。

それでは、質問を行いたいと思います。

まず、「未来を生きる」という、このパンフレットの中身から尋ねたいと思いますが、平成26年の紀の川市の学校教育の基本方針ということで、大きく6項目書かれてございます。その下に、トータルにして30項目ほどまた小さく書かれておるわけでございますが、この中身については、もちろん教育長、あるいは教育委員会の中でしっかりと議論されて、そして結論づけたものをこうしてパンフレットにされたもんだと、私はこのように解釈いたしてございますが、そういうことでございまして、教育委員会の方々、教育長さんは、この中身については非常に熟知をしていると、それはそれでいいんですが、それから先に、いわゆる現場で頑張ってください方、いわゆる紀の川市には小・中学校23校でございます。もちろん校長さん23名、教頭さん23名、そして教職員を含めると527名の方がおられます。そういった方々にどのように話を、説明をして、この6項目の中

身についてどのように説明をして理解をしていただいて、そして校長さんの意識改革もしながら、どのような方法でやっていくのか、まず1回目の質問として、その中身をちょっと答弁いただけますか。

○議長（高田英亮君） 教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（登壇） では、川原議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

まず、教育委員会として先に取り組んでいること、校長会にも教頭会にも取り組んでいることをお話しさせていただきます。

平成26年度紀の川市学校教育の基本方針として、川原議員の御指摘のように、6項目を上げさせてもらってます。さらに、その6項目の中を細分化して、大体同じように30項目ぐらいを指示しております。その中身については、このことを毎年1年1年変えることが教育の普遍性もあるということで、ここしばらくはこの学校教育指導の目標である指針として連ねてきております。この基本方針を私どもは、現在では校長会、教頭会のみならず、学校指導訪問に行った折には、この中のことで特に学校課題があったところ、そういうところについては質疑応答の中で教育委員も学校訪問しておりますし、私どもの指導主事しておりますし、もちろん私もしております。それをお答えして、中身を深めるといふ形を現在とっております。

この基本方針をもとにして、学校長はそのリーダーシップを発揮してもらい、現況職員で、今度はこれを具現化するための教育計画を立ててもらってます。それは、各学校に応じてでありますので、画一的にこういう教育計画を立てなさいという指示はしておりませんが、これについては私どもの基本方針を網羅して、さらに各学校特色を出して基本計画をつくるようにと、そういうことを取り組んで今は進んでおるところです。

その場合、校長、教頭にしても、少しこの点どうかということがあれば、教職員の疑問点も踏まえて教育委員会へ来ていただくなり、また教育委員会から指導主事を呼んでいただくなりして協議を進めているところであります。本年度は、各学校において昨年度の教育活動の総括を行い、特色ある学校づくりとして、校長会でキャッチフレーズを決めてもらいました。これは、各校長が意見を出して決めたんですが、一校一深化、深めるといふことです。それに取り組んでおります。

この中身にいたしましては、2枚あるパンフレットのもう一つのパンフレットのところに各学校の特色を出して表記しておりますので、また川原議員のみならず議員各位については、またお目通しいただいたらありがたいと思っております。

このように、委員会では、毎月の校長会や教頭会において、この基本方針に基づき、現実の課題やそれから意識に対しまして、変えるなりは変えるなり、深めるなら深めるなりということを変えて具体的に指導してきております。また、各学校の取り組み状況や運営状況を見るために、6月から11月を学校指導訪問、これは私ども市教委だけではなくて、学校の要請があれば県教委の指導主事も交えて訪問しております。その折には、この学校

で立てた教育計画の進捗状況なり課題やそれらの報告を随時受けて、その折には指導なり協議なりをしているところであります。

学校訪問、学校指導訪問については、全て終わった時点で総括をし、教育委員会にも諮り、そこで教育委員会で協議をし、検証もしてまいっております。

各学校には、今後私ども取り組んでいきたい、また指導を強めたいというのを申し上げたいと思います。各学校には、しっかりとこの基本方針を理解し実践できるようにということで、本年度は来年の2月には各学校で総括をし、それを提出を促し、3月には次年度、平成27年度の教育計画が立てられるようにすると、そういうふうに持っていきたいと思っております。

したがって、4月1日からその年の教育計画を立て直すんでは遅いということで、もう既に3学期、今、3学期と言うんでしょうか、学期末、学年末にはその話をするように、各学校長をはじめ学校の教職員の意識も変わってきているところであります。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（質問席） 今、教育長から答弁いただきましたが、なかなか手ぬるいですわ。これは、やっぱりあなた、教育長さんはじめ、その教育委員の皆さん方がしっかり学校へ出向いて、そしてその校長であり、そして教頭さんであり、教員の何人か代表者でも寄せて、ひざ突き合わせて、そしてしっかり対話をして、この6項目についてですよ。そこで、そのあんたが中心になって説得をして、中身について、そして向こうに理解をきっちりしていただいて、そしてどうせ教育計画を立てるんだから、その教育計画でき上がってから学校訪問しても意味がないと、わし思うしね、さっき6月、11月に学校訪問するって言うてましたけどね。だから、どうしても計画をつくるまでに、いかにこの6項目の中身というものをその学校の校長さんを頭にして、その皆さんに理解をしていただけるか。それがなかったら、その教育計画をつるのに、この6項目が入らんようになってしまうやん。わしはそない思うんですよ。

それと、あなた方が、その校長さんの意識改革を、納得させて意識改革もしてもらって、そしてその教育計画を出さず、その教育計画に基づいて各学校が1年間頑張るわけですわな。その頑張った成果というものがどういう形に出てくるのよと、そこまで教育長さんであって、教育委員会の人らは、検証と言ったら言い過ぎかもしりませんが、そこまで手を伸ばして行って、そしてまた来年同じことをやらないかんねんやから、不足があれば来年にプラスにせないかん、その結果を見やなわからんわけですから、それをしっかり検証をして、そして来年にまたつなげていくという、それくらいのところまで教育委員会は努力をしていただかんと、これはぐあい悪いと思いますよ。

それと、こんなこと言うたら教育長さんに怒られるか知らんけど、聞き取りのときありますやん、そのときにやっぱり来ていただいて、そしてしっかり話し合いをして、質問する者はどんなことをやろうと言おうと、聞き出そうと、執行部から、まあ知ってるかとい

うことをぶれやんように、聞き取りの場で、まさかあんたが来てなかって、あんたの部署で部下らはその答弁の内容をつくったわけじゃないんだろ、そうじゃないんじやろ。だから、そういうことであれば、しっかりと問い側の、何を問おうとしているかということをしつかりああいうところへ来てもらって、それをやらしてもらわないかんし、なぜ校長さんや教頭さんに学校に出向いてひざ突き合わせて話し合いをきっちりしたほうがええとわしがなぜ言うかという、その熱意が教育長であって、教育委員会であって、その熱意と気持ちがその校長さんらが教育計画をつくる段階で、つくり方の気持ちの入れようが違うって、そこまで教育長であって、教育委員会には本当に熱意を持って、学校側に、現場はあの人らがやるんじやから、そうやろ。だから、そういうことの流れをしつかり教育計画できるまでに、やっぱりこの基本方針というのは学校へ出向いてそれをやっていただかないかんて、わしはこない思うんよ。そやから、そういう意味合いにおいて、いま一度、わし検証までの話はしたけど、教育計画を1年間実行して、その結果が多少なりとも出てるんか出てないのか。そら、あんたらの熱意が相手に伝わってやったら、その報告せえと言うてでも、正味の報告してくるよ。浮ついてたら、頼みに行った者の気持ちが浮ついてたら、向こうも適当に書いてくる、学校側も。信頼関係よ、教育委員会というのは非常に大事やし、教育長さんの立場というものも大事や、そのことだけは頭へ置いて、今この検証までの話はしたけど、そのことに対してもう一度答弁いただきたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） ただいまの質問の中で、私たち教育委員会も5名、教育委員おるんですが、月1回だけではなく、いろんな課題が生じたら臨時教育委員会も持ち、臨時教育委員会と銘を打たなくても、ちょっと集まってほしいというような形で招集をかけて、随時協議しておりますことも、まず御理解いただきたいなと思います。

再質問のお答えするときに、細かい6項目の中のどういうふうに学校が実践しているのかが、もうこれちょっと説明させてもらってもいいでしょうか。それとも、御質問のあったことに先、お答えいたしたいと思います。

それでは、川原議員が、学校現場からいうと、教育長や教育委員長、それから教育委員については、大変迎え入れることも学校行事もあって大変だということを承知の上で、私は、去年度から「かけはし訪問」という、この「かけはし」というのは何かと言うと、学校と教育委員会をかけはしをつけるのは校長だけ違うんだと、我々教育委員もそれは大事なことなんだということで、むしろ学校にとってはどうでしょうか、最初行ったとき怖がってましたが、学校へ出向いたんです。

これは、指導訪問じゃなくて、指導訪問を同行させないで、教育委員と教育長が全ての学校できる限り行きたいということで、去年は1校だけ除いて、あと全部行ってたと思います。行って、校長室に校長と教頭、二人を入れて、必要とあれば教務主任なんかも入ることもありましたが、研究指定校なんかやったら研究指定も入りました。指定校であった

ら研究主任も入りましたが、ひざを交えて、今困っていること何よとか、ハードもソフトも突っ込んだ話し合いを去年度からしております。これは、指導訪問が6月から11月でありますので、かけはし訪問は、9月は運動会で忙しいので、学校も、10月、11月、12月をめぐりに各学校に行くように去年からしています。

議員御指摘のように、ひざを交えて話し合ったら、大変中身の濃い話もできたし、校長さんらのぼやきも聞こえたということで、そういう形で私どももじっと委員会でいて、校長や教頭が来るというようなことはしないで、出向いて行ってるということも、この機会に御理解賜りたいと思います。

それから、もう一つは、校長先生を一人ずつ、これは学校へ行かないで、これはうちへ来てもらってます。教育長室へ来てもらって、3学期のところは3学期、1学期に1回ずつ、夏休み中に全ての校長が一人ずつ、私、ヒアリングをしております。それから、2学期というんでしょうか、10月、11月、12月は教育委員も交えてかけはし訪問でヒアリングもしています。3月になると、3学期になると、これも人事のシーズンも関連してきますんで、各学校校長ヒアリングをしております。年間3回は校長さんにはヒアリングをしております。指導主事と教育官については、教頭さん、もしくは必要に応じては研究主任等々も呼んで、これも年間1回以上はヒアリングをすることにしておりまして、学校現場でしか聞けないこともあれば、学校を離れて教育委員会でじっくりと聞くこともあるということで、両方踏まえて、これも先生のお言葉から言うと、ひざを交えて話しする機会をヒアリングというかたい言葉ではありますが、十分に私としては持っているつもりです。

そこで、その成果と課題について、どう次に生かしていくんか、このお話だと思います。そのことについては、だから生徒指導上どうだったんよ、だから学級指導上どうだったんか、または教科指導上どうだったんかというのを突っ込んで話し合っ、去年と同じことをしていたら、それはもう退歩であると、下がってるんだと。去年と一歩でも二歩でも違う教育計画を立てるようにしましょうというような話も、その折にさせていただいてます。

そういうことを含めて、議員パンフレットお持ちいただいたこの各学校の、我が校の進化というところが、それぞれの学校が、それぞれの課題を抱えて深めていきたい、これ1月、2月の教育長ヒアリングの中で次のことを決めてくださいよという、そしてもう4月に入ったら、すぐ教育計画を始められるように、教育計画にのっとって始められるように本年度中に立ててくださいよ、そういうお話をして徐々に改革を迫っております。ひとつ御理解を賜りたいと思います。

○議長（高田英亮君） はい、どうぞ。

○20番（川原一泰君）（質問席） その教育改革を学校がつくるりまでに、きちりひざ突き合わせていろんな理解持ってもらって話し合いをして、そして理解を持ってもらうと、その持っていく方に、教育長であり教育委員会の熱意というものが、校長さんらに伝わる、とにかくこれをやってくれと、頑張ってくれということの熱意が校長さんなりに伝わるようにやってほしいということのをわしが言うわけ、そのことに対してどないす

んのおよということと、それと教育計画ができて、1年間やってきて、そしてその成果の検証の話は知っとうやろ、そのことをやるんかやらんのか、そのことを答えてくれたら、もうそれでいい。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） その点抜けておりましたので、申し上げたいと思います。

私どもの教育委員会としての熱意は十分に伝わるように、今後とも学校へ行くなり来てもらうなり、回数だけじゃなくて中身で考えていきたいと思います。御了承願いたいと思います。

それから、検証については、一つ、数値検証もできるところは数値検証するんですが、教育というのはなかなか数値だけ出ない面、これについては、ただ単に報告を求めるだけじゃなくて、これをもとにして次年度どうするんかということをも検証の中身に入れていきたいと思いますので、御了承願いたいと思います。検証してまいります。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（質問席） ここに、教育長ね、もう再々質問で終わってまうんよ。あとできやんのでね、その中で、3点ほどあんたの見解を尋ねますんで、答えていただきたいと思います。

一つは、朝日新聞の8月25日の公表ということで、全国の学力調査、この結果がここに出てございます。残念ながら、国語A、国語B、算数のA・B、これは小学校、中学校双方にやってあるわけやけども、その小学生の国語Aなんかは最下位に近いと、ほかの算数にせよ国語Bにせよ、もう後ろからこないして読んだら片手で終わるといような状況に、結果として出とるわけで、それじゃ、その和歌山県の小学生、中学生の子どもさんらは、非常に頭の程度が低いんかと、それはない。これは、恐らく教育委員会であり、学校側との折り合いの中で、方針が悪い、基本方針が悪いのか、その教育委員会とそして学校側の実務をやっていただくその方々との折り合いが悪うてそうになっているのか、学校側の方針が悪いのか、どっかに何か問題があるわけで、各自治体ともにそれは頭の痛いことやと思うけど、教育というのは非常に深いもんやから、なかなかそう簡単にはいかんと思うけどね。

だけど、この総評として、これやったことの総評として調査をしたら、思考力を高めるためにいろいろ指導を考えているという地域が非常に毎年順位が高いという、データとして出てきてるんよ。だから、このことは余り見逃せやんと思ひまして、結果やからよ。そやから、そういうことで、それをひとつ頭へ入れておいてもうて。

この私、今しゃべることが適切かどうかわかりませんが、来年の10月に和歌山国体やりますわな。それで、その前の和歌山国体の折に、粉河支所の体育館でレスリング会場

持ったことがありますよ。そのときに、私も体育指導委員という末席けがしてたんで、そのお手伝いをさせていただいた経緯があってね、昭和天皇さんもその体育館来てくれたんやけど。そういう中で、全国から寄ってきますんで、国際的な選手の皆さんも来てたと、そして重量級ではヤタ選手、軽量級ではワダ選手、この方はここの職員だった森田さんの御主人ですけども、先日亡くなられましたけどね。このお二方が粉河に残っていただいて、そして無名の粉河高校のレスリング部を指導したことが、局長も御存じやと思うけど、そのお二人の指導によって、1年ほどたてば国体選手がどんどん出てきたと、決してその粉河のレスリング部は、各中学校から野球のように優秀なもんを寄せてわけではない。ただ、レスリングをやりたいという生徒をクラブでつくってあっただけ、そこへお二方がいてくれて指導を仰いだら、国体選手がどんどんどんどん出だしたと。

スポーツにせよ、この教育にせよ、指導力というか、指導する人の気持ち、熱意と、そして技術的なこととか、いろんな教え方があるわけやけど、それをやると、皆、潜在性の持った資質というもんがずっと引き出されて、非常に一人の人間として、選手として、また一人の生徒として成長する、こういう思いが私自身非常に強いわけね。そういう中で、これからはやっぱり教育というのは、教育委員会はしっかりして、そして教育長を中心に相当いろいろと研究もし、その指針、いわゆるこれが指針やとさっき言われたけど、この指針を立てるときにも、ほんで追加するときにも、非常に間違いのないように、効率の結果が出るような指針をやね、いろんな情報を入れながらつくってほしいなど、こういう思いがあるわけで。

そこで、一つだけ尋ねんねんけども、学力調査結果の思考力を高めるための指導をしたら、非常に正解が多うなってる地域が幾らもある。そのことを聞いて、教育長がどのような、このことに関してどのような見解を持たれたか。

それと、今の紀の川市の教育委員会が、あなたから見て行動力があるかないか、あなたなりの答弁で結構ですんで、後ほど答弁いただきたいと思います。

それと、先日、総務文教常任委員会、力不足ですけども、委員長を私させていただいているわけですけども、先日、九州の佐賀県の武雄市と唐津市、そして福岡県の春日市、この3市を訪問させていただいて、研修をやったわけですが、その第一番目に行かせていただいた武雄市、ここで二つの子どもさんたちの、小学生、中学生の皆さんの学力の底辺を上げる、その目的と、全体のレベルを上げる、そのためにタブレット端末を利用した反転授業、この間29日の日に私、ちょっと報告はさせていただきましたけど、反転授業とは、従来の復習重視のスタイルから予習重視に反転させた授業のことである。児童は、1人1台配られたタブレットに取り込んだ教材動画をあらかじめ家庭で見て、予習を済ませる。授業では、わからなかったところを話し合ったり、教え合ったり、理解を深めることに主眼を置いた授業であると、中身はこういうことなんです。

もう一点が、官民一体型学校、市立小学校に学習塾の指導法を組み込んで開設する官民一体型学校、従来の教師一人が児童数十人を相手に一方的に教える一斉授業から、独自の

授業方法、モジュール授業、モジュール授業というのはどうことかということ、「低学年では、児童5～6人に講師が一人ついて、四字熟語や文書を朗読、作文などを実施、1回90分の授業を数分から20分で区切って、約10のプログラムを行う。達成感を味わいつつ、創造力や思考力を培う」、こういうことを書いているわけです。

これを私は、紀の川市でやれとは何も言うてるわけやないんですけど、紀の川市6項目掲げてますわな、この中に、この学力の話も出てますわ、一つ。「確かな学力」をつける、この一つの紀の川市が上げてるこの項目を、その結果出すために、武雄市がこの二つの新しいことを導入して、今やって取り組んでいるわけですわな。このことに対して、教育長がこれを見てどのような見解持たれたか、これもひとつ答弁いただきたいと。

あと、「未来を生きる、市民全てがかかわる紀の川市教育の実現」、1枚にこない書かれています。これは、あなたから出されたもんです。もう一枚、「紀産紀育」のこのほう、「家庭・地域が学びを支える」、その上にお父さんの顔の絵があって、そして「学校も、保護者も、地域も一緒に頑張らなあかん」、お父さんが言うてるんですわ。こういうことを教育委員会で作られたパンフレットの中に書いてあるということは、これからの教育というのは、学校と、そして保護者と地域の皆さんが一緒になって助け合いながら、いろんな知恵を出し合いながら頑張っていかなあかんという紀の川市の教育委員会の中でもそういう話が出たからこう書かれたんだろうと私は解釈したもんだから、そのコミュニティ・スクールという、春日市、これは福岡県の春日市ですけども、そこで小・中学校18校あって、平成17年に3校を指定をして、これは教育委員会がコミュニティ・スクールとして指定をまずするんですわ。そして、1校を仮にしたら、学校運営協議会というのを併設する、これは局長も御存じのように、地方教育の組織であり運営に関する法律というのがあって、そして第47条の5か何かに、この運営協議会の併設を認めるその法律があるわけですわ。だから、このことを併設をして、そしてこの併設した運営協議会がどんなメンバーで形つくられてんのよということになると、保護者、いわゆる自分の子どもを小学校へやってるそのお父さん、お母さん方、そしてまた地域で、学校関係でいろいろと、だけやのうて、いろんなことで地域で活躍してくれている方々、こういったメンバーでその協議会がつけられておるわけですわな。

そして、その協議会は何をするんよということになったら、一つは、校長さんが運営計画を立てる、それを承認する。二つ目は、その学校の運営に対して、教育委員会やその校長さんに進言ができる。三つ目は、教員の任用、いわゆるここにはこの先生、異動をすると、それを、まあしばらく待ってくれへんかということを経済委員会に進言することもできる、申し込むこともできる。そういった役割をこの協議会というのはやるわけで、そして春日市は、平成17年に3校を指定して、そして22年には18校全部、もうコミュニティ・スクールとして出発しているわけですわ。

それで、教育長、ここらの問題ですけどね、この各校長さんにコミュニティ・スクールとして方向を変えると、今までの市立小学校から方向を変えたいということを教育長が一

個一個全部校長さんにアポとって、そんなような話をつけに行ったという話を聞きましたよ。この間、春日市へ研修に行ったときに、その当時校長だった人が教育主事ですわ、その人が、この間、我々にいろいろと説明をしてくれたわけなんですけどね。そういう話を聞かせていただくと、すごいなど。

それと、これは25年4月1日の調査した結果でございますけど、全国的にこのコミュニティ・スクールというものがどれぐらい取り入れた自治体があるんよということになると、学校でいくと、去年の4月1日に1,570校、去年の4月1日に。それで、その当時に42の都道府県の中で、153の市町村、この153の市町村がもう取り入れをしていると、取り組んでいると、そういう結果が出てるわけです。それからもう1年余りたつんで、それなりのまた動きがあるんだろうと思うけどね。

だから、このコミュニティ・スクールね、これが私、今説明をさせていただいたけど、このコミュニティ・スクールのこの中身を聞いて、そして教育長なりにいろいろ調べてくれてあると思うんですが、どのようなこの感じを受けたか、あなたの今、これから紀の川市が前向いて進んでいく中で、先ほども太田君の質問の中で、桃山で1校やっていると、よう似たことをやっていると言うてましたわな、今度は名手考えているというようなことを言うてましたやん。そういうことの、このコミュニティ・スクールの今の教育長の感覚で見た場合に、どのような感じがしたか、どういう思いがあるか、その点についても御答弁いただきたいと思います。

それでね、この生徒さんがね、もう最後になりますけど、生徒さんがやる気を起こした。昔から聞いたことがありますやろ、あの先生担任になってからうちの子は、すごく何かにつけて頑張るようになってきたっていうふうなことを聞いたこと恐らくあると思うんですよ。それは、その先生の熱意と気持ちやと、そやから子どもさんがやる気を起こすためには、そういう熱血漢の先生がいる、ほんまに骨身惜しまんと一生懸命誠意を持って生徒に接していく、そういう先生というのがいる。その先生を教育するのは、そうつくっていくのが教育委員会ですやん、そうですやろ。そやから、そういう意味合いにおいて、私はもう言いたいことを言わせていただきましたけど、これで質問終わりますけど、そういうことの、私の言うたことを頭のどっかに置いていただいて、やっていく上で頑張っていたいただきたいなど、このように思います。

一応、私の質問終わりますんで、3～4点言いましたことを、ちょっとあんたの見解だけ聞かせていただけます。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） 私は、今の議員の発言聞いてて、熱意が伝わりました。この熱意を今度は私が学校へ伝えていく、そういうことだと、まず思っております。

そこで、議員言われた思考力、その育成をどうしていくんか。私は、この思考力については、高めるためには全ての教科で取り組まなければならないと思います。教科だけじゃ

なくって、領域、例えば道徳やそのほかのことも含めて取り組まなければならないと思っておりますが、基本的にはやっぱり思考力は母語である国語力の育成、国語力を高めることが喫緊の大事なことだと思っております。

そういう中で、学校における国語の授業力の向上も大きな柱の一つかと思っておりますけれども、それだけではないんだと。国語力は、国語科だけでなく、全ての教科の理解力と思考力の基礎であるということを考えて、今後も教育委員会としては事あるごとにこれについては、それこそ口角に泡を飛ばすような熱意を持って、また学校にも話していきたいと思っております。

議員ももう御承知かと思っておりますが、こういう冊子を去年全ての保護者に、地域に配っております。保護者に配っております。これは、家庭で家族そろって読書、これを「家読」と名づけて、推進したいと、「心を潤すこの1冊」ということで、全ての分野から保育所、幼稚園、小学校、中学校、それからPTAも含めた保護者、この方々のぜひとも教育委員会が、これは子どもと一緒に読んでほしいな、むしろ家読というのは、子どもとともに読書を楽しんでほしいという願いでつくりました。これを家読の勧めとして、200冊提示しております。

こういうふうに学校教育と家庭教育は表裏一体である、地域コミュニティも含めてですが、そういう気持ちでこれをつくっております。ひとつこれも熱意あるとこかというふうにおとりいただいたらありがたいなと思っております。

〔川原議員「教育委員会の行動力」という〕

○教育長（松下 裕君）（自席） あっ、教育委員会の行動力、ああ、そこにありましたね。私は、どうかと尋ねたら、年に2回、指導訪問も、かけはし訪問も学校へ出向いて、それから教育委員さんにもいろんな相談に乗ってもらおうということで、行動力は決してほかと比べて劣るものではないと、そういう気持ちでおります。

さて、その次の武雄市で取り上げられたタブレットですが、このタブレット取り上げから、武雄市はかなり研究も進んでると思っております。子どもまで持たせてるということ、これは究極の目的であります。私どもはまずそれよりも、タブレットで多様な授業、そして柔軟な指導体制ということから考えて、まず教員にタブレットを、子どもに指導する前に教員がそれに技術をきちんとつけるということで、本年度全ての教員には渡りません。けれども、学校の規模や職員数に応じて、まず教員にタブレットを配布し、備品として備えつけ、そして指導力、指導のどこでこれを入れたら効果的に子どもたちが授業に入ってくるか、理解を深めるかという、その研究をことしから始めたいと思っております。先進校から、先進地域から比べたら、少し間はあいているんですが、これも私、ことしからぜひタブレットをということで、学校教員に、複数台学校へ入れて、それを指導に生かしていただきたい。タブレットの件については、そのとおりであります。

それから、教育ボランティアを含めて、家庭・地域・保護者が学校と一体になるということ、本当に大事やと思っております。私ども、これは県教委が、教育コミュニティを推奨しま

して、できるだけ県教委の推奨しているのをとってくれということで、まず最初に、桃山地区に始めました。先生、1校と言うんですが、桃山地区3校あるんです。小学校2校と中学校1校、3校とも取り組んでおります。

したがって、今度は那賀地区へ行くと、中学校1校と小学校が3校あるんで、4校取り組むことになると思います。これについては、なぜもっと、先ほどの答弁とダブりますが、地域の受け皿というんでしょうか、協力者もこれから求めていかんなん、これはきょう言うてあすできるものではないんで、学校もどういうものを地域に望んでいるのか、地域が学校にどういう期待を寄せているのかということをも踏まえて、これはじっくりと取り組んでいきたい中身だと思っております。

生徒がやる気を起こすの、最後にお話あった、先生の熱意じゃないかと、私はそのとおりだと思います。先生が子どもに言う前に、先生がそれはどうであったんかという、議員言われるような熱意ある教員を育てていく、またはそういう方向性で研修し指導していくのが私の務めであると思います。しかし、これも一長一短にいかないんで、息長く、教育は息長くやっていきたいと思っておりますので、そのところを御賢察いただきたいと思っております。

以上です。

〔川原議員「官民一体型どないなん、学習塾の指導方法・・・」という〕

○教育長（松下 裕君）（自席） あっ、官民の一体という、これについては私ども、是々非々として、いい指導方法であればどなたにでも学ぶ。しかし、則、塾のやり方がうちの教育に合うかどうかかわからるので、慎重に検討していきたいと思っております。慎重にです。

以上です。

〔川原議員「終わります」という〕

○議長（高田英亮君） 以上で、川原一泰君の一般質問を終わります。

---

○議長（高田英亮君） 次に、19番 石井 仁君の一般質問を許可します。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 議長の許可を得て、一般質問を行います。

お昼またいで15分ぐらいまでというふうなつもりでおりますが、よろしく願いをいたします。

国民健康保険制度の広域化・都道府県化についての質問です。

昨年成立した「社会保障制度改革プログラム法」等に基づいて、現在国保の広域化・都道府県化が進められようとしています。政府は、これまでも後期高齢者医療制度、協会けんぽの都道府県化を行ってきました。今度は、国民健康保険の都道府県化ということで、来年度には財政運営が都道府県単位で行われることになっています。さらに、来年の通常国会には、国保の運営をこれまでの市町村から都道府県に移管する法案の提出を準備をしています。

国民健康保険は、各市町村が保険者になって運営されてきました。国民皆保険制度をと

っている日本にあっては、ほかの公的医療保険に入れない人が加入する保険制度であるため、皆保険制度の最後の砦として運営をされています。紀の川市でも、市が運営主体となって、平成25年度の決算資料によれば、1万899世帯、2万61人の健康と命を守り、支えてきています。

しかし、現在の国保は、構造的な問題を抱えています。例えば、厚生労働省の資料では、構造的な問題を三つ上げています。

一つは、加入者の平均年齢が高く、医療費水準も高いこと。協会けんぽが36.4歳であるのに対して、国保は50.4歳、年齢構成が高いことから、医療費水準も高くなります。

二つ目は、財政基盤についてで、平均所得が低い一方で、保険料負担が重いこと。協会けんぽが平均所得が137万円、共済組合が230万円に対して、国保加入者は84万円となっています。所得が低いことから、紀の川市の国保でも、昨年度、2013年度の数字を見てみますと、加入世帯の半数を超える53%の世帯が、税の法定軽減対象となっています。平均所得は低いにもかかわらず、加入者の保険料負担割合は、協会けんぽや共済組合などのほかのどの医療保険加入者と比べても重くなっています。

三つ目に、財政の安定性と市町村間の格差があるとしています。運営する市町村の規模や住んでいる地域による医療機関へのかかりやすさや保険料の違いがあるということです。加入者の年齢が高く、医療費がよりかかる人が加入しており、また所得水準が低い中で、ほかの公的医療保険よりも重い保険料を負担し、小規模の自治体であれば財政運営が不安定になるという、こうした構造問題が横たわっている中で、これまでも国保税は上がり続け、国保税の滞納による財産の差し押さえ、短期証の発行と保険証の窓口とめ置きによる医療の受給権の制限など、ほかの公的医療保険には起こり得ない問題が国保にはずっとついてきて回っています。本来なら、この構造問題の解決には、国庫負担を相応に充てる必要がありますが、国はその手だてをとってきていません。こうした中で、今、国保の都道府県単位化が進められようとしています。

今後、財政の都道府県化が実施され、また都道府県単位化まで進むかもしれないという日本の医療保険制度が大きく変化する中で、紀の川市としてどう市民が安心して医療にかかれるようにしていくのかが大きく問われてくると思っています。財政の都道府県化で、加入者にとっては保険料負担が増すことになりはしないか。また、保健事業や保険証の発行、保険税に対する紀の川市独自の減免など、紀の川市がこれまで行ってきた独自の努力はどうなっていくのかなど疑問や懸念を持ちますし、市民の命を守ってきた国保を広域化・都道府県化の流れの中で、紀の川市がどう守り・発展させていくのかが問われていると思います。

そこで、幾つか項目を上げて質問をいたします。

一つは、広域化・都道府県化に対する市の認識をお聞きいたします。

二つ目は、広域化・都道府県化の課題について。例えば、これまで市が保険者として担

ってきた保険料の賦課や保険証の発行、健診事業などの保健事業、滞納処分などはどうなっていくのか、お聞きをします。

最後に、今後の医療保険と国保制度の変化に対してどう望むのか、お聞きをいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） それでは、石井議員の御質問にお答えいたします。

本年8月8日に、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議の中間的な取りまとめが行われ、財政上の構造問題の解決が図られることを前提に、都道府県は財政運営を担当し、市町村は都道府県が定める分賦金交付金を納付し、また納付に必要な保険税率を定め、保険税を賦課徴収し、また都道府県は市町村ごとの保険税率の算出方法を示すという仕組みを示しました。

さらに、保険給付の決定や資格管理についての役割分担については、引き続き検討し、申請・届け出の窓口業務や保健事業は市町村が実施するという方向性が示されたところでありますが、今回の国民健康保険制度の見直しは、財政上の構造問題の解決が前提条件ではありますが、国保財政が今後安定していくためには、国においてはさらなる財政支援と制度改正が必要と考えているところでございます。

紀の川市としては、市民と直接かかわる窓口業務に関しては、収納率向上のための施策やこれまで培ってきた窓口業務のノウハウを大事にして、市民サービスの向上に努めていきたいと考えております。

また、国保の都道府県化による国保税の県民負担の公平性の確保や広域化に伴うシステム開発費の負担等について、県に要望を行っていききたいと考えているところでございます。

今後は、国では、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に沿って、医療保険制度・国民健康保険制度改革を着実に推進し、平成29年度をめどに関連法案の提案を目指しており、現時点では具体的な個別法案の内容はわかりませんが、国保特有の構造を踏まえて、持続可能な制度改正が必要と考えているところでございます。

いずれにいたしましても、国民皆保険制度の再度の砦として、被保険者が急激な負担増とならないよう、今後の検討状況等を注意深く見守るとともに、市民の健康づくりや健全な国民健康保険運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 答弁いただきまして、再質問です。

国保の運営主体が、市になる、あるいはまた県に変わっていくというふうになろうとも、その紀の川市が市民にとって一番身近な行政であるということは変わりはありません。地域住民の実情を知っている紀の川市が、これまでどおり住民の福祉の増進を図るといふ地方自治法の立場でこの国保事業には臨んでいかなければならないというふうに思います。

先ほどの答弁の中で、国による財政支援がない限り構造上の問題の解決は至らないという部長からの認識が示されました。構造問題に対する認識と、その解決のための国からの財政支援の必要性、これを指摘されたということは、私もそのとおりだと思いますし、この認識が自由な認識になってくるかなというふうに思います。

それから、皆保険制度として今後の検討状況も見ていきたいし、市民の健康と健全な国保の運営をしていきたいということも述べられていました。そこで、もう少しお聞きしたいのは、具体的にどう変化していくのかということ、保険料はどうなるのかということや窓口での各種相談ですね、今も日常的にずっと行われていると思いますが、一部負担金の減免制度、それから保健事業、保険証の発行、滞納処分など、これまで紀の川市が保険者と対応してきたこと、この仕事はどうなっていくのかということをお聞きをしたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（自席） 2回目の御質問にお答えいたします。

まず、保険税につきましては、国保の広域化・都道府県化が進められる中で、税か料かの具体的な方向が出ていない状況ですので、どうなるのか、今後、国・県の動向を注視していきたいと思います。

また、窓口業務である国保の資格の届け出、高額療養費などの保険給付の申請、被保険者証の交付、保険税の賦課・徴収事務などの業務は、従来どおり市の窓口での取り扱いになると推測しているところでございます。

いずれにいたしましても、国、県の動向を見ながら適切な対応を努めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

○19番（石井 仁君）（質問席） 保健事業については、どうなりますか。

○市民部長（中邨 勝君）（自席） 失礼しました。保健事業の中、特に「脳ドック」の実施につきましては、県下の市町村で実施内容や自己負担額等に差異があることから、国民健康保険が広域化された場合、統一した内容で実施することが困難であると思われまますので、従来どおり市での実施が望ましいのではないかと考えているところでございます。

○議長（高田英亮君） 再々質問。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 再々質問です。

国保の構造的な問題があつて、その解決が国と、それから地方の課題として議論になって、今変化しようとしています。誰もが安心して、いつでも、どこでも医療にかかるといふ皆保険制度の基礎を担うのが国保であることも変わりありません。

最後ですので、市長にお聞きをしたいんですけれども、運営主体が県に移るかもしれな

いという中で、それが変わっても、市民にとって最も身近な行政である紀の川市の役割というのは果たしていかなければならないと思います。紀の川市の今の国保が、例えば資格証明書は市になってから発行していないとか、それから市独自に、これはほかの市民税も同じですけども、国保税の減免制度も市独自で判断をして適用もしてきているとか、独自の努力、保険事業も先ほど言われてましたけれども、されてきている中で今の国保が、紀の川市の国保があるわけで、市民の命と健康を守るということで進められてきているというふうに思います。

ただ、そこが大きく変化しようとしてきている中での市長の見解、考えをお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（高田英亮君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 石井議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

国民健康保険、都道府県化という話であります。それと同時に、そうなりますといろいろな変化が起こってくるのではないかということの中で、紀の川市として従来取り組んできたことに変化が起こらないかということだと思います。いつも私が申し上げているように、国民健康保険ですから国民みんなが等しい税で、またみんながその保険を利用できるというのが基本ではないかなと、そう思っております。

そんな中で、市が独自でやっておったものが県に一本化されるということであっても、そうなることによって、国保税が安くなるということであれば、市にとってもありがたいことではありますが、いろいろなその県に移った場合に変化が起こる、そのことによって市民の皆さん方に迷惑、また高い保険料になってくるのではないかという心配、いろいろあると思います。どういうことになろうとも、今日まで続けてきた市独自の取り組みについては、後退しないように皆さんと十分相談をさせていただきながら取り組んでいきたいと、このように思っております。

○議長（高田英亮君） 以上で、石井 仁君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午後 0時02分）

（再開 午後 1時14分）

○議長（高田英亮君） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（高田英亮君） 次に、4番 中尾太久也君の一般質問を許可します。

中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 議長の許可を得ましたので、通告に従い、質問します。

質問の内容ですが、下水道整備の取り組みについてであります。

本市においては、合併以後、市役所新庁舎の完成、各小・中学校の耐震化・移転改築、河南給食センターの完成、紀の海広域ごみ処理施設や市民体育館等の建設事業も順調に進められていて、公共施設、公共事業においては、数え切れないほど充実したものとなっておりますが、唯一懸念するのは、公共下水道・集落排水施設・浄化槽などの汚水処理施設のこれからの整備についての取り組みであります。

今、本市を取り巻く環境は、人口減少や高齢化の本格化、社会構造の変化などで諸事情が大きく変化しています。快適で衛生的な生活環境づくりを進めるため、これからの下水道事業の基本的な考え方と現状及び今後の進め方についてでございます。

現在、紀の川市では、紀の川市流域関連公共下水道全体計画書、説明書ということで計画ができておりますが、平成14年度から取り組みましたこの事業についてですが、現在までの下水道の取り組み、それから現状の問題点、あるいは今後の下水道についての整備に係る方向について御質問しますので、よろしく願いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） それでは、建設部のほうから、下水道事業の基本的な考え方と進捗状況及び今後の進め方について、御答弁申し上げます。

まず、下水道事業の基本的な考え方でございますが、汚水処理施設につきましては、大別して三つの処理方法がございまして、一つ目は、人口が密集した区域が対象に集合処理を行う下水道、二つ目は、おおむね1,000人規模以下の集落で集合処理を行う農業集落排水、三つ目として、人家がまばらに点在する区域で個別処理を行う合併処理浄化槽がございまして、市全域で効率的な汚水処理施設の推進を行うため、各種汚水処理施設の有する特性等を踏まえ、建設費と維持管理費を合わせた経済比較を基本としつつ、水質保全効果、汚泥処理方法等の地域特性や地域住民の意向を考慮し、効率的かつ適正な整備手法を選定するための全県域汚水適正処理構想が策定されてございます。

本市の下水道事業は、この県構想を上位として、平成13年に和歌山県と旧那賀郡6体となって紀の川市中流流域下水道（那賀処理区）事業への取り組みを決定し、合併前の旧5町の下水道計画区域面積を1,914ヘクタールとして、平成14年度から着手してございます。

その後、国のほうから、「人口減少等の社会情勢の変化を踏まえたこの都道府県構想の見直しの推進」についてということで通達が出されたことによりまして、「紀の川市下水道基本構想」を一部修正し、平成25年4月に下水道計画区域面積を387ヘクタール縮小し、1,527ヘクタールとして都市計画決定を行ってございます。

次に、現在の下水道事業の進捗状況でございますが、補助対象となる事業認可区域面積は406ヘクタールとなっており、平成25年度末の進捗は、整備面積は201ヘクタールで、全体計画に対し13%、認可区域に対しては49%の進捗率となっております。

なお、整備が完了したところから順次供用開始を行っており、面積は累計で153ヘク

タール、接続率は42%でございます。

次に、下水道事業の今後の進め方でございますが、現在の事業認可区域では、合併処理浄化槽設置に対する補助金が受けられないことから、下水道が整備された後の接続率の低下や整備が長期になりますと、人口増加対策にも影響を及ぼすことが懸念されるところでございます。

また、今後の人口動態や社会情勢の変化等により、下水道計画に新たに加わる区域、また逆に除く区域も発生してくることも考えられますが、限られた予算・財源の中で行政全般、多岐にわたる市民ニーズもある中で、下水道事業の進め方について財政面からも十分な検討を行うとともに、新たな認可区域の取得も必要ではございますが、コスト縮減を果たしつつ効率的かつ効果的にまずは認可区域内の整備を優先的に進めたいと考えてございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） それでは、再質問として、今、建設部長の答弁の中で、限られた予算・財源の中で、下水道について十分な検討を行うとともに、認可区域内の整備を優先的に努めるということですが、認可区域においては、平成14年より事業着手し、平成25年度末において認可区域事業費として、約163億円のうち約95億円が支出され、残事業費として68億円という多額な金額が見込まれます。これは、あくまでも認可区域内の事業費であることです。

当然、当市の全体計画としては、紀の川市流域関連公共下水道全体事業としての中では、計画目標年次が平成47年度となっております。この計画は、上位計画である流域下水道計画との整合を図り、計画目標年次を平成47年度とすることになっており、計画における総事業費では、当市では公共下水道事業約492億円、流域下水道事業費負担金として88億5,000万円、処理場周辺地域整備負担金8億4,000万円、合わせて約588億円の事業費となっております。うち、平成25年度までに約158億円を支出しておりますが、残事業費においては、約437億円という途方もない事業費の投資が見込まれます。

これからの紀の川市にとって、この事業に対する財政面から見た整備に係る方向性と財政の維持可能性健全化について、それに付随する汚水処理施設についての代替案などがないかということでございます。市民の皆様においては、流域関連幹線がほぼでき上がっております。認可区域内においても、工事が今進捗状況約50%ということになっておりますが、この供用開始部分においても、まだまだ事業費がかかると思います。

平成14年度から始まって、平成26年度では約半分、残り事業費といたしましては、66億円というふうな予算がまだこの認可区域内には残っております。この平成26年度の予算ベースでいきますと、6億円という事業費の予算の中でいけば、66億円というこ

とは、あと11年かかるであろうと、平成14年から始まってあと11年かかれば、ほぼ24～25年、4分の1世紀かかるということでございます。そしてまた、全体事業計画の中では100年かかるという、こういうふうな計画の中において財政との整合性を図っていかなければ、これからの紀の川市はますます財源不足になり、下水道のためによって壊れていくのではないかと思います。その辺について、財政面から接続可能性、健全化についてと、それに対する代替案などの方法がないか、御答弁願います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 中尾議員の下水道事業の取り組みについての再質問にお答えさせていただきます。

公共下水道事業につきましては、平成19年度から平成22年度までは、毎年10億円から15億円までの事業費で進めてまいりましたが、平成25年度の事業費は、当初予算額で8億6,080万円、平成26年度当初予算額は6億200万円と、財政状況を考慮しながら段階的に事業費の抑制を行っております。

財政状況と下水道事業の関係につきましては、下水道事業債に係る元利償還金の増加などに伴い、一般会計から公共下水道事業特別会計への繰出金が年々増加してきているところであります。この下水道事業会計への繰出金は、後年度、市の財政を徐々に圧迫することが懸念されますので、今後の財政見通しと下水道事業の進捗を見きわめながら慎重に事業費を検討していきたいと考えております。

次に、今後の財政見通しですが、御承知のとおり、普通交付税については、平成28年度から平成32年度の5カ年にわたりまして、段階的に削減されます。行財政運営が現状のままで推移したと仮定しますと、今後、非常に厳しい財政状況になることが予想されます。

今後も健全で持続可能な財政運営を保持するためには、御質問の下水道事業に限らず、市全体の事業について市民ニーズや費用対効果を踏まえた中で優先順位をつけ、取捨選択を行った上で、計画的な事業実施を行財政改革とともに進めていかなければならないと考えております。

総務部から、以上でございます。

○議長（高田英亮君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（自席） 先ほど再質問の中で、代替案という話があったと思うんですけども、代替案につきましては、今のところはちょっと、今の下水道計画の中での代替案という話はちょっと申し上げにくいところではございます。

といいますのは、流域下水道事業といいますのは、県も一緒に一体になって流域下水道の本管は県が担当してございます。その関係、那賀のほうから岩出のほうまで、管とか、ほかに支線もございまして、その管径が当初の全体計画の面積によって規模決定がされてございまして、それが基本となつてございまして、それが基本となつてございまして、急激な方向転換というのは難

しいと思いますけれども、先ほどの答弁でもさせていただいたように、今後の人口動態等も踏まえながら、今後、見直しのほうも検討もしていかなければならないと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 今の答弁を聞かせていただきますと、大変厳しい財政状況になっていくということでございます。現在ある下水道計画の中において、平成20年12月10日より一部供用開始をしておるところが、全体計画にたどりつくまで時間と事業費がかかり過ぎると思います。市民としては、認可区域内において、もうそこまで各家庭に下水道がひける状態になっておるところですが、近隣の住民に対しては、果たしていつこの下水がこの地域に来てくれるのか、いろいろな御心配、御迷惑をかけておるところでございます。聞き合わせとも多数来ております。それでも、この計画において、平成47年度に速やかに完成するというふうな計画をとっております。

近い将来、実現できるものが計画と言えるのであって、実現不可能な計画は計画ではなく、空想というふうな形で市民の皆様を示さなければならないような現状になっておるところでございます。現実に行えるものとのことで計画していかなければならないのかと思います。

それに対して、市の方針や方向づけを市民の皆様にも周知しなければならない時期に来ているのではないのでしょうか。最後に、下水道を進めていく中での市長の取り組みについて、答弁をお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中尾議員の流域の下水道の問題、私も当初からこの下水道については5町が合併する以前から各旧町単位での計画、それを紀の川市になり、一つにしたところ、非常に広い流域になっておるわけで、これらをやっつけようと思えば、財政状況は厳しい、厳しくないにかかわらず、合併当初の進め方では60年近くかかると、当初から言えばね、それは私は事業ではないと、もちろん今言われましたが、計画なり空想なりという話がありましたけど。着実に進めていくためにも、見直し、これ23年ですか、見直しを、25年にも区域の見直しをしてございますけども、さらに議員先ほど言われましたように、合併浄化槽、農業集落排水、そしてこの流域の下水、3本立てで、1年でも早く紀の川市全域が下水、何らかの流域だけではなしに、下水が完了できるような、その計画の見直しというものもしていかないかん。

それと、合併当初からの流域の面積、25年に見直した、さらに見直しをかけながら、1年でも早く、先ほど申し上げたように、完成のできるように、もちろん岩出市も県の事業でもあるということの中で、今さらやめるわけにもいかない。そういうことの中で、経費をできるだけ使わずして1年でも早くできる方法、それは3本立てでやっていくしかな

いんではないかなと、そのように思っておるところでございまして、その各地域、地区へ説明の必要ももうしていかなきゃならん時期に来ているのではないかなと、そのように思っております。

○議長（高田英亮君） 以上で、中尾太久也君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、1番 並松八重君の一般質問を許可します。

はじめに、介護予防、生活支援の充実についての質問をどうぞ。

並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い、質問いたします。

まず、介護予防、生活支援の充実についてでございます。2点、質問します。

今、最も人口が多い団塊の世代が、2025年には75歳以上となり、医療と介護の需要の急増が見込まれています。厚生労働省では、2025年の75歳以上の高齢者人口は2,179万人、全人口の18.1%に上ると推計しています。こうした超高齢社会に対応するために、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスなどを高齢者が地域の中で一体的に受けられる地域包括ケアシステムの構築が求められています。

6月には、国会で、「医療介護総合確保推進法」が成立しました。2015年から2017年を第6期計画として、各自治体ではそれぞれの地域の特性に応じたシステム構築が始まります。

システムを機能させるためには、医師会など関係団体と連携や調整をしながら、在宅医療・介護が連携したサービスの提供体制の整備が進められます。医療や介護などの専門家以外にも、自治会・ボランティアなど協力体制の構築が重要です。要介護者への見守りには、近隣住民や民生委員、地域ボランティアなども当たることが期待されています。地域の多様な人々が参加したまちづくりという側面もあり、地域ごとの協力体制をつくるため、場づくりや人材発掘・育成などが必要になってきます。

ケアシステムの中では、平成29年度末までに、今までの予防給付のうち要支援1・2の訪問介護・通所介護が、地域支援事業に移行され、専門的なサービスを必要とする人には専門的なサービスの提供、それ以外は多様な担い手による多様なサービスとなり、多様なニーズに対するサービスの広がりにより在宅生活の安心確保となっておりますが、本市では在宅で生活をされている高齢者の方への安心確保のサービスはどのようになっていますか。

2点目として、本市は高齢化率が28%になっております。高齢者が急増する一方で、支える側は少なくなり、施設も人材も不足するという現実があり、高齢者自身が健康管理に努めるとともに、必要な支援やサービスを選択・利用しながら、要介護状態にならないよう予防に取り組める体制を計画的に整備する必要があります。

「地域の多様な主体を活用して」とあるように、元気な高齢者が支え手側に回ることも

あるでしょう。そのためにも、住民主体の介護予防活動の取り組みはこれからますます重要になってくると考えます。要支援の方が重度化にならないためにも、住民主体の介護予防活動には、本市としてどのように取り組まれているのでしょうか。答弁、お願いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、並松議員の一般質問にお答えさせていただきます。

在宅生活の安全確保のサービスについてであります。誰しものが住みなれた地域、特に自宅においてその人らしく自立した日常生活を営むことが理想であり、また望ましいことでもございます。その施策として、介護予防の取り組みも含め、さまざまな社会資源を活用し、連携した地域包括ケアシステムを構築することが、議員が述べられましたように、第6期介護保険事業計画の柱となっているところでございます。高齢者のひとり世帯が増加する中、当然買い物をするのが困難な方、またごみ出し等ができていく方等、日常生活に支障を来す高齢者が多くなることも予想されることでございます。

その対応につきましては、当然行政全体で考えていかなければならないことではございますが、議員も提案していただきましたボランティアの活用等、健康増進や介護予防、生きがいくりの観点から、当然今後の計画の中で在宅生活のサービスとして取り組んでいかなければならないと考えているところで、市民介護施設等の意見をいただきながら、ボランティア等フォローアップ研修等の内容、体制づくりに対し調査・研究してまいりたいと考えているところでございます。

ところで、現在取り組んでいる在宅生活の安心確保の事業としては、認知症施策として認知症サポーターの登録を促進するための認知症サポーター養成講座の実施、また見守り事業としては、緊急通報システムの貸与事業や市内149事業所に協力をいただきながら、ほっと安心ネットワーク事業、また災害時要援護者の台帳整備や個別避難計画の作成とあわせ、民生委員さんの協力のもと、救急医療情報キットを配布し、非常時の迅速な対応ができるよう取り組んでおりますので、御理解いただきたいと思います。

続いて、住民主体の介護予防活動の取り組みについてでございますが、市の介護予防事業として取り組んでいる運動教室等修了後、継続的に運動を行いたいという希望者が自主的にサークルを立ち上げていただいているところでございます。現在、運動教室としての自主サークルが15サークルございます。年1回の体力測定や運動指導士の派遣、また希望があれば出張講座を実施し、行政として側面からの支援を行っているところでございます。

また、社会福祉協議会では、ふれあい・いきいきサロン事業として、現在54団体がサロン活動を行っています。閉じこもりがちな高齢者の交流の場として重要な事業でありますので、継続的なサロン運営のため創意工夫を凝らし、連携して取り組んでまいり所存で

ございますので、御理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） 今、答弁いただいたように、あらゆるところで生活支援サービスをされているということなのですが、最近なのですが、ある地域では辛うじて自転車・徒歩で食料品の買い物に行かれていた高齢者の方が、スーパーの閉店によって買い物弱者になろうとしています。そのためには、今以上の生活支援サービスの需要が増加するのは目に見えています。

本市も、地域のニーズを的確に把握され、生活支援サービスの充実を図られていると思いますが、サービスを提供する側の人材確保、環境整備はできているのでしょうか。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） 並松議員の再質問にお答えいたします。

さきほども答弁させていただいたとおり、高齢者人口がふえる中で、ひとり世帯等で生活に支障を来す方が多く今後も見込まれると予想されております。

その上で、人材確保という御質問でございますが、当然、今後ボランティアを含めまして、行政としてその推進、または確保、ボランティアの人材育成の確保も含めまして対応していかなくちゃいけないと、そのように考えておりますので、第6期計画に合わせてまた検討をしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） 今、ボランティアのことを言われてました。ある自治体では、介護支援ボランティア制度が実施されております。長い高齢期を考える上で無視できないのは、心身機能と認知機能の衰えです。日常生活の動作を介助なしでできるかどうかをあらわす自立度は、男女ともに多くの人が70代半ばから低下していきま。そして、それまでの社会活動を部分的に中止、継続している活動は身体的・肉体的に負担の少ないもの、徒歩、自転車で通える近場のものになってくるとの調査結果があり、地元での活動がかなめとなってきます。

子育て支援や見守り等の高齢者が、みずからの社会的な役割として出番があることは生きがいにつながるだけでなく、地域を住みよい場にする相乗効果があると考えます。高齢者の外出支援や生活支援の要望などに元気な高齢者が応え、その活動実績に応じてポイントを付与し、そのポイントで介護保険料等が軽減できたりという介護支援ボランティア制度の導入をぜひ紀の川市も検討していくべきだと考えますが、市長のお考え、お聞きします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 並松議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

高齢社会に向けて、いろいろな対応・対策が必要に迫られておることは事実であります。また、介護保険制度も長年続けてこられておりますけれども、市といたしましては、なお一層高齢社会を迎えるについて、今までのサービス等々国の施策もさることながら、紀の川市も頑張っていかなきゃならんと、そのように思っております。

ポイント制度等々につきましても、今後十分検討させていただいて、市民が安心して生活できる紀の川市づくりに皆さん方とともに頑張っていきたいと思っておりますので、またいろいろとお知恵を出しながら進めていけたらと、そう思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 次に、認知症施策の推進についての質問をどうぞ。

○1番（並松八重君）（質問席） 続きまして、認知症施策の推進です。

これも地域包括ケアシステムの中に含まれております。2010年時点で、認知症高齢者は約280万人、2025年には約470万人までふえると推計されています。

平成24年9月に厚生労働省は、認知症施策推進5カ年計画を公表しました。これまでは、認知症の人が行動・心理症状により、危機が発生してからの事後的な対応が主眼のケアでしたが、今後は危機の発生を防ぐ早期事前的な対応に基本を置くケアを目指すべきとの概要です。認知症の人は、精神科病院や施設を利用せざるを得ないという考え方を改め、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指すために、これまでのケアの流れを変え、認知症の状態に応じたサービスの提供を平成27年度以降の介護保険事業計画に反映していくための目標も出ております。

実際、本市でも、認知症のため、行方不明になられた方もいらっしゃいます。保健師や介護福祉士などの専門職が家庭を訪問して、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活をサポートする認知症初期集中支援チームの設置は平成27年度以降の制度化を検討するとありますが、紀の川市としても高齢化率も28%の現状ですので、どこまで設置のための取り組みをされていますか。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） では、認知症施策の推進についての御質問ですが、認知症患者につきましては、年々増加しまして、これからも増加し続けると言われている中、国においては、議員もおっしゃっておりますが、認知症施策推進5カ年計画、いわゆるオレンジプランを策定し、地域支援事業においても初期の段階で医療と介護の連携のもと、認知症になってもできる限り住みなれた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に対して個別の訪問を行い、適切な支援を行う「認知症初期集中支援チー

ム」、また医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」の設置等を位置づけ、取り組みを推進することとされており、現在市におきましては、まだ設置はできておりませんが、今進めています第6期介護保険事業計画等策定委員会において、その内容や医師会等の医療関係者との検討を進め、実行に移してまいりたいと考えているところでございます。

この認知症問題につきましては、本人はもとより、家族等周りの方の理解があってこそ住みなれた地域での永続的な生活ができるものであります。市といたしましても、現在は認知症のサポーターを要請する指導者への発掘や認知症サポーターの登録、また小学生を対象としたサポーター養成講座を実施し、認知症を理解していただく施策に積極的に取り組んでおりますので、今後の第6期計画よりも、当然その認知症対策についての事業施策について取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） 今、答弁いただきましたように、認知症サポーターの養成等、市もしっかり今、取り組まれていると思います。

認知症は、後天的な脳の器質的障害により、一たん正常に発達した知能が不可逆的に低下した状態をいいます。原因となる疾患や症状はさまざま、原因となる疾患によって出やすい症状は変化します。認知症であることに早く気がつけば、症状が軽いうちに認知症への理解を深めることができ、病気と向き合い、家族や専門職の方と話し合っただけで今後に備えることができます。また、早い段階からの薬の使用やリハビリなどによって進行をおくらせることが可能な場合もあり、認知症は誰にでも起こり得るが、発症したから人生が終わるということではないのです。

認知症に対する正しい知識も必要です。早期受診、早期診断、早期治療は重要です。診断は初期ほど難しく、高度な検査機器と熟練した技術を要する検査が必要で、専門の医療機関への受診が不可欠になっております。早期に診断を受けても、自分の力で生きていたいと願う人、自分で生きていかざるを得ない人も少なくないでしょう。そのためにも、在宅介護にも限界があり、本市の認知症施策の対策は本当に早急に対策を考えていただきたいと思ひます。

紀の川市において、早期診断していただける医療機関はあるのでしょうか。なければ、どこに行けば診断が受けられるのでしょうか。答弁、お願いします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） 並松議員の再質問にお答えさせていただきます。議員もおっしゃられてたとおり、認知症の初期対応については非常に困難な事例という

ふう聞いております。本人はもとより、周りの対応の中でも認知症がわかると、そういう感覚がかなり重症にならなければわからないような事態が、この認知症の一つの特徴ではないかなと。そのために、先ほども答弁させていただいたとおり、周りの人の対応というのは大変重要になろうかと思うんです。

ただ、先ほども質問にありました紀の川市に医療機関にあるかといいますと、今までちょっと確認実際とってないんですけども、健康推進課のほうでは紀の川市の医療機関でずっとその本人が医療機関に行った場合、認知症であるという判断は下せない、そういうふうには聞いております。当然、また専門的な関係の先生、精神科とかというふうに一応専門的なところには紹介はするようには聞いています。そういう対応で、今認知症の対応の医療機関のほうの連携はとっているかと、そのように考えていますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

〔並松議員「ありません」という〕

○議長（高田英亮君） 以上で、並松八重君の一般質問を終わります。

---

○議長（高田英亮君） お諮りいたします。

本日は、これにて延会し、あす3日、午前9時30分から再開したいと思います。  
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

御苦労さまでした。

（延会 午後 1時57分）